平成２４年（フ）第７９１８号
東京都八王子市上川町3793―５
破産者　久保美智子（旧姓石黒）
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１２１号
福島県郡山市西ノ内１丁目２―17、開始決定時の住所東京都足立区千住元町28―11―704
破産者　遠藤　正樹
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８８１号
東京都千代田区一ツ橋２丁目６番５号
破産者　株式会社八木工務所
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８８２号
東京都千代田区一ツ橋２丁目６―５
破産者　八木　忠彦
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２５８号
東京都文京区小石川３丁目24―３―105
破産者　秋山三貴子（旧姓井部）
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１２６号
東京都世田谷区等々力１丁目22番27―203号
破産者　有限会社ジェーピートムス
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１２７号
東京都中央区日本橋堀留町１丁目６―３―506
破産者　鈴木　泰治
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２２１号
東京都江東区新砂２丁目４番17号　日本通運中央ターミナル
破産者　有限会社清宮食堂
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２２２号
東京都江東区東雲２丁目４―１―1405
破産者　清宮　健治
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３２３号
東京都青梅市今井３丁目１番地21
破産者　大洋部品工業株式会社
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３２６号
東京都世田谷区代沢２丁目43―７―202
破産者　浅井　啓司
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４３４号
千葉県船橋市印内町651番地　リーゼンラート７―207号、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区南小岩８丁目19番３号　ＮＩＫＯ小岩ビル内
破産者　株式会社アリーナ建匠
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４５３号
東京都中央区京橋２丁目５番22―803号
破産者　株式会社アイアンドアイ
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４９０号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1267番地の２
破産者　有限会社熱川第一ホテル
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４９１号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1267番地の２
破産者　萩原　静男
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４９２号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1267―２
破産者　萩原　　淳
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５１４号
東京都江戸川区平井４丁目５番２号
破産者　有限会社斎藤商店
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５１５号
東京都江戸川区平井４丁目５番２号
破産者　齋藤　嘉朗
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５２４号
千葉県野田市中野台143番地
破産者　イノオ塗料株式会社
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５２５号
千葉県野田市清水434―23
破産者　稲生　　均
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５２９号
東京都中野区沼袋３丁目16番３号
破産者　有限会社アイケーサービス
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５３０号
東京都中野区沼袋３丁目16―３
破産者　相原　則子
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部